

労働基準関係法令違反に係る公表事案

愛媛労働局

最終更新日：令和7年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 金城滋商事	愛媛県松山市	R6.4.23	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の66	ごみ収集車について、最大積載量を超えて使用させたもの	R6.4.23送検
(株) サイプレス・スナダヤ	愛媛県西条市	R6.7.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R6.7.18送検
(株) 楠橋	愛媛県今治市	R6.12.10	最低賃金法第4条	労働者3名に、6か月間の定期賃金合計約219万円を支払わなかったもの	R6.12.10送検
(株) アルベラ	愛媛県今治市	R6.12.10	最低賃金法第4条	労働者1名に、9か月間の定期賃金合計約136万円を支払わなかったもの	R6.12.10送検
(有) 楠橋布帛工業所	愛媛県今治市	R6.12.10	最低賃金法第4条	労働者2名に、8か月間の定期賃金合計約217万円を支払わなかったもの	R6.12.10送検
(株) サンファッション	愛媛県宇和島市	R6.12.10	労働基準法第32条	労働者10名に、適法に締結された36協定なく、違法な時間外労働を行わせたもの	R6.12.10送検
(資) 日高縫製	愛媛県宇和島市	R6.12.10	労働基準法第32条	労働者5名に、適法に締結された36協定なく、違法な時間外労働を行わせたもの	R6.12.10送検
WOODSCOMPANY	愛媛県今治市	R7.1.27	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第333条	可搬式グラインダーが接続される電路に感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなかったもの	R7.1.27送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) アムロン	香川県高松市	R7.3.12	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の3	移動式クレーンを用いて荷を運搬する作業を行わせる際、同クレーンの配置に関する計画を作成していなかったもの	R7.3.12送検
鈴木産業(株)	愛媛県新居浜市	R7.3.12	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて荷を運搬する作業を行う際、同クレーンの転倒を防止するための方法を定めていなかったもの	R7.3.12送検
クワバラ食品(株)	愛媛県今治市	R7.3.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R7.3.13送検
近藤産業(株)	愛媛県西条市	R7.3.24	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第478条	かかり木の処理を行わせる際、かかり木にかかられた立木を伐倒させたもの	R7.3.24送検